

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県人事委員会規則	
◎在宅勤務等手当に関する規則	1
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	5
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	20
◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	23
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	24
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	24
◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則	25
◎県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	25
◎義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	26
◎外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	31
◎単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則	31
◎管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	31
◎一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	32
◎職員の定年の引上げに伴う給料の特例措置に関する規則の一部を改正する規則	32

人事委員会規則

在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第4号 在宅勤務等手当に関する規則 (趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第23条の2の2、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第21条の3及び警察職員の給与に関する条

例（昭和29年高知県条例第15号）第12条の3（以下「在宅勤務等手当の条項」という。）の規定による在宅勤務等手当の支給については、職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（在宅勤務等の場所）
第2条 在宅勤務等手当の条項第1項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- （1） 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等以内の親族の住居
- （2） 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担するの場合に限る。）
- （3） 前2号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの（正規の勤務時間から除かれる時間）

第3条 在宅勤務等手当の条項第1項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- （1） 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）第9条の3第1項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第9条の2第1項及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第9条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間並びに職員の給与に関する条例第14条、公立学校職員の給与に関する条例第17条及び警察職員の給与に関する条例第14条に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- （2） 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間（1月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第4条 在宅勤務等手当の条項第1項の人事委員会規則で定める期間は、3月とする。
（在宅勤務等の確認）

第5条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要があると認めるときは、在宅勤務等手当の条項第1項の規定による勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による確認をする場合において必要があると認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。
（支給日等の特例）

第6条 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡し

た職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。
2 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。
（支給期間等）

第7条 職員が新たに在宅勤務等手当の条項第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、第4条に規定する期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。
（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、高知県人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第5号 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号の表1の項中

「単身赴任手当」

を
「単身赴任手当
在宅勤務等手当」

に改める。

第4条の見出し中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第4条の2第1項を次のように改める。

新たに職員の条例第10条第1項、公立学校職員の条例第13条第1項又は警察職員の条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別記第1号様式による扶養親族届又は総務事務集中化システムにより、その旨を速やかに任命権者（職員の条例第4条の2の知事その他任命権者、公立学校職員の条例第5条の2の教育委員会若しくは警察職員の条例第4条第6項の警察本部長又はその委任を受けた者をいう。次項から第6項までにおいて同じ。）に届け出なければならない。扶養手当

を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合も、同様とする。

第4条の2第7項を同条第10項とし、同条第6項を同条第9項とし、同項の前に次の2項を加える。

7 扶養手当の支給は、職員が新たに職員の条例第10条第1項、公立学校職員の条例第13条第1項又は警察職員の条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員がこれらの規定に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が別に定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が別に定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

8 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第4条の2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「（その委任を受けた者を含む。）」を削り、「前項」を「第1項」に、「別記第2号様式の」を「別記第2号様式による」に改め、同項に後段として次のように加える。

前項に規定する場合も、同様とする。

第4条の2第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第5条第3項の(1)の表中「66,500円」を「72,700円」に、「51,400円」を「56,200円」に、「41,600円」を「51,900円」に、「32,100円」を「40,100円」に改め、同項の(3)の表中「71,700円」を「78,400円」に、「53,300円」を「58,300円」に改め、同項の(4)の表中「88,100円」を「96,400円」に、「74,200円」を「81,100円」に改め、同項の(5)の表中「66,500円」を「72,700円」に、「52,700円」を「57,600円」に、「47,100円」を「58,900円」に、「34,500円」を「43,100円」に改め、同項の(6)の表中「69,300円」を「75,800円」に、「53,200円」を「58,200円」に改め、同項の(7)の表中「52,100円」を「65,100円」に、「49,800円」を「62,200円」に、

「60,800円」を「70,600円」に、「58,000円」を「67,400円」に、「69,500円」を「76,000円」に、「66,300円」を「72,600円」に、「43,700円」を「54,700円」に、「33,900円」を「42,400円」に、「52,000円」を「65,000円」に、「40,700円」を「50,800円」に改め、同項の(8)の表中「54,600円」を「68,300円」に、「51,000円」を「63,700円」に、「63,700円」を「73,900円」に、「59,500円」を「69,000円」に、「72,800円」を「79,600円」に、「68,000円」を「74,400円」に、「44,100円」を「55,100円」に、「34,600円」を「43,200円」に、「52,900円」を「66,200円」に、「41,500円」を「51,900円」に改め、同項の(9)の表中「71,500円」を「78,200円」に、「56,000円」を「61,200円」に改める。

第5条の2第1項の表を次のように改める。

級地	支給地域	
1級地	東京都	特別区
2級地	茨城県	つくば市
	東京都	特別区以外の地域
	神奈川県	川崎市
	大阪府	大阪市
3級地	愛知県	名古屋市
4級地	宮城県	仙台市
	千葉県	柏市
	京都府	京都市
	広島県	広島市
5級地	埼玉県	行田市
	岡山県	岡山市
	香川県	高松市

備考 この表の「支給地域」欄に掲げる名称は、令和7年4月1日において当該名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後における当該名称の変更又は当該名称を有する市若しくは特別区の区域の変更によって影響されるものではないものとする。

る当該名称の変更又は当該名称を有する市若しくは特別区の区域の変更によって影響されるものではないものとする。

第14条第1項第2号を次のように改める。

(2) 期末・勤勉手当及び任期付研究員業績手当支給調書（別記第5号様式）

別表第5の1の表中「12,300円」を「13,100円」に、「12,900円」を「14,100円」に、「14,500円」を「15,700円」に改め、同表の3の表中「15,800円」を「16,400円」に改め、同表の4の表中「12,400円」を「13,000円」に改め、同表の6の表中「12,900円」を「13,300円」に改め、同表の7の表中「13,300円」を「13,700円」に改め、同表の8の表中「12,600円」を「14,000円」に、「13,300円」を「14,400円」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

**別記
第1号様式**（第4条の2関係）

扶養親族届

年 月 日提出

任命権者 様	所属	職名	
	氏名	職員番号	

職員の給与の支給等に関する規則第4条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
(証明書 通添付)

届出の理由

- 1 新たに職員となった又は新たに職員の給与に関する条例第10条第1項、公立学校職員の給与に関する条例第13条第1項若しくは警察職員の給与に関する条例第10条第1項の規定の適用の対象となった。
- 2 行7級以上職員等から行7級以上職員等以外の職員となった。
- 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある。
- 4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある。

※ 1、3及び4については、行7級以上職員等にあつては、子に係る事由が生じた場合に限る。

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は、住所を記入する。)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の 種類	金額		

- 注 1 「続柄」欄は、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は、市区町村名まで記入する。
 3 「所得の年額」欄は、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
 4 「届出の事由」欄は、届出の理由の3又は4に該当する場合に、その事由（例えば、出生、死亡、60歳以上等）を記入する。

配偶者の氏名及び勤務先

--

任命権者記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日				年 月 日 受理	
職名					
氏名					
取扱者 確認欄	-----	-----	-----	年 月	{から} 支給 {まで}

別記第3号様式備考中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第4項の規定に基づく特定任期付職員業績手当又は」を削り、「特定任期付職員業績手当又は任期付研究員業績手当」を「任期付研究員業績手当」に改める。

別記第4号様式中
「単身赴任手当」
を

「単身赴任手当
在宅勤務等手当」

に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第14条関係）

期末・勤勉手当及び任期付研究員業績手当支給調書

年 月

所属

ページ

職員番号											
氏名											
給料（表・級・号給） 金額 扶養手当等											
小計											
期末手当 率 金額 勤勉手当 金額 任期付研究員業績手当 金額											
支給計											
短期掛金・健康保険 介護掛金 長期厚年掛金・厚生年金 長期退職掛金 雇用保険 課税対象額 所得税 貸付弁済金 財形貯蓄 差押え・その他											
控除計											
差引き支給額 口座A 口座B 口座C 現金											
摘要											所属人員 現金人員
金種別表	一万円	五千円	千円	五百円	百円	五十円	十円	五円	一円	現金	

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）
- 令和10年3月31日までの間における職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第11条の2第1項、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第14条の2第1項及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第11条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の職員の給与の支給等に関する規則（附則第5項において「改正後の規則」という。）第5条の2第1項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第62号。次項において「令和6年改正条例」という。）附則第10項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
 (1) 18パーセント級地 100分の18
 (2) 14パーセント級地 100分の14
 (3) 11パーセント級地 100分の11
 (4) 9パーセント級地 100分の9
 (5) 6パーセント級地 100分の6
 (6) 5パーセント級地 100分の5
 (7) 2パーセント級地 100分の2
- 令和6年改正条例附則第10項後段の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。
（令和8年3月31日までの間における扶養親族の届出に関する規定の読替え）
- 令和8年3月31日までの間における改正後の規則別記第1号様式の規定の適用については、同様式中「出生」とあるのは「婚姻、離婚、出生」と、「配偶者の氏名及び勤務先」とあるのは「配偶者の氏名及び勤務先（配偶者が扶養親族として認定を受けていない場合）」とする。
（雑則）
- 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が別に定める。

附則別表（附則第2項、第4項関係）

級地	都道府県	支給地域
18パーセント級地	東京都	特別区
14パーセント級地	茨城県	つくば市
	東京都	立川市 府中市
	神奈川県	川崎市
	大阪府	大阪市
11パーセント級地	愛知県	名古屋市
9パーセント級地	京都府	京都市
	広島県	広島市
6パーセント級地	宮城県	仙台市
	千葉県	柏市
5パーセント級地	埼玉県	行田市
2パーセント級地	宮城県	名取市
	福井県	福井市
	岡山県	岡山市
	香川県	高松市
備考 この表の「支給地域」欄に掲げる名称は、令和7年4月1日において当該名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後における当該名称の変更又は当該名称を有する市若しくは特別区の区域の変更によって影響されるものではないものとする。		

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第6号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「別表第32に定める昇給号給数表のⅢ欄の上段に掲げる号給数」を「別表第32の1の表に定める行政職給料表6級以下職員等昇給号給数表のⅢ欄の上段に掲げる号給数（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第28条各号に掲げる職員にあっては、別表第32の2の表に定める行政職給料表7級以上職員等昇給号給数表のⅢ欄に掲げる号給数）」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第28条を次のように改める。

（行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員）

第28条 職員の条例第6条第3項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの

別表第31を次のように改める。

別表第31（第19条関係）

昇格時号給対応表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	4	5
6	1	1	1	1	1	1	5	5
7	1	1	1	1	1	1	5	5
8	1	1	1	1	1	1	5	5
9	1	1	1	1	1	1		5
10	1	1	1	2	1	1		
11	1	1	1	3	1	1		
12	1	1	1	4	1	1		
13	1	1	1	5	1	1		
14	1	1	1	6	2	1		
15	1	1	1	7	3	1		
16	1	1	1	8	4	1		
17	1	1	1	9	5	1		
18	1	1	1	10	6	1		
19	1	1	1	11	7	1		
20	1	1	1	12	8	1		
21	1	1	1	13	9	1		
22	1	2	2	14	10	1		
23	1	3	3	15	11	1		
24	1	4	4	16	12	1		
25	1	5	5	17	13	1		
26	1	6	6	18	14	1		
27	1	7	7	19	15	1		
28	1	8	8	20	16	1		
29	1	9	9	21	17	1		
30	1	10	10	22	18	1		
31	1	11	11	23	19	1		
32	1	12	12	24	20	2		
33	1	13	13	25	21	2		
34	2	14	14	26	22	2		
35	3	15	15	27	23	2		
36	4	16	16	28	24	2		
37	5	17	17	29	25	2		
38	6	18	18	30	26	2		
39	7	19	19	31	27	2		
40	8	20	20	32	28	3		
41	9	21	21	33	29	3		

42	10	22	22	34	29	3		
43	11	23	23	35	30	3		
44	12	24	24	36	30	3		
45	13	25	25	37	31	3		
46	14	26	26	38	31	3		
47	15	27	27	39	32	4		
48	16	28	28	40	32	4		
49	17	29	29	41	33	4		
50	18	30	30	42	33	4		
51	19	31	31	43	34	4		
52	20	32	32	44	34	4		
53	21	33	33	45	35	4		
54	21	34	34	46	35	4		
55	21	35	35	47	36	4		
56	22	36	36	48	36	4		
57	22	37	37	49	37	4		
58	22	37	37	50	37	4		
59	23	38	37	51	38	4		
60	23	38	38	52	38	4		
61	23	39	38	53	38	4		
62	24	39	38	54	38	4		
63	24	40	39	55	39	4		
64	24	40	39	56	39	4		
65	25	41	39	57	39	4		
66	25	41	40	58	39			
67	26	42	40	59	40			
68	26	42	40	60	40			
69	27	43	41	60	40			
70	27	43	41	61	40			
71	28	44	41	61	41			
72	28	44	42	62	41			
73	29	45	42	62	41			
74	29	45	42	63	41			
75	29	45	43	63	42			
76	30	45	43	64	42			
77	30	46	43	64	43			
78	30	46	44	65				
79	31	46	44	65				
80	31	46	44	66				
81	31	47	45	66				
82	32	47	45	67				
83	32	47	45	67				
84	32	47	45	68				
85	33	48	46	69				
86	33	48	46					
87	34	48	46					
88	34	48	46					
89	35	49	47					
90	35	49	47					
91	36	49	47					

92	36	49	47					
93	37	49	47					
94		50	48					
95		50	48					
96		50	48					
97		50	48					
98		50	48					
99		51	49					
100		51	49					
101		51	49					
102		51	49					
103		51	49					
104		52	50					
105		52	50					
106		52	50					
107		52	51					
108		52	51					
109		52	51					
110		53						
111		53						
112		53						
113		53						
114		53						
115		53						
116		54						
117		54						
118		54						
119		54						
120		54						
121		55						
122		55						
123		55						
124		55						
125		56						

2 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	2
21	1	1	1	2
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	3
28	4	1	4	3
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	4
35	11	1	11	4
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	5
42	17	2	15	5
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6

45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	6
51	23	10	22	6
52	24	10	22	6
53	25	11	23	6
54	25	11	23	7
55	26	12	24	7
56	26	12	24	7
57	27	13	25	7
58	27	13	25	
59	28	13	25	
60	28	14	26	
61	29	14	26	
62	29	14	26	
63	30	15	27	
64	30	15	27	
65	31	15	27	
66	31	16	28	
67	32	16	28	
68	32	16	28	
69	33	17	29	
70	33	17	29	
71	34	18	29	
72	34	18	30	
73	35	19	30	
74	35	19	30	
75	36	20	31	
76	36	20	31	
77	37	21	31	
78	37	21	32	
79	38	22	32	
80	38	22	32	
81	39	23	33	
82	39	23		
83	40	24		
84	40	24		
85	41	25		
86	41	25		
87	42	25		
88	42	26		
89	43	26		
90	43	26		
91	44	27		
92	44	27		
93	45	27		
94	46	28		

95	47	28		
96	48	28		
97	49	29		
98	50	29		
99	51	29		
100	52	30		
101	53	30		
102	53	30		
103	54	31		
104	54	31		
105	55	31		
106	55	31		
107	56	32		
108	56	32		
109	57	32		
110	57	32		
111	57	33		
112	58	33		
113	58	33		
114	58	33		
115	59	34		
116	59	34		
117	59	34		
118	60	34		
119	60	35		
120	60	35		
121	61	35		

3 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	2
23	1	3	2
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	4
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	5
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5

45	13	23	5
46	13	23	5
47	14	24	5
48	14	24	5
49	15	25	5
50	15	25	5
51	15	26	5
52	16	26	5
53	16	27	5
54	16	27	5
55	17	28	5
56	17	28	5
57	17	29	5
58	18	29	5
59	18	29	5
60	18	30	5
61	18	30	5
62	19	30	5
63	19	31	5
64	19	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

4 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	1
23	3	3	11	3	3	1
24	4	4	12	4	4	2
25	5	5	13	5	5	2
26	6	6	14	6	6	2
27	7	7	15	7	7	2
28	8	8	16	8	8	2
29	9	9	17	9	9	2
30	10	10	18	10	10	3
31	11	11	19	11	11	3
32	12	12	20	12	12	3
33	13	13	21	13	13	3
34	14	14	22	14	14	3
35	15	15	23	15	15	3
36	16	16	24	16	16	3
37	17	17	25	17	17	3
38	18	18	26	18	18	3
39	19	19	27	19	19	3
40	20	20	28	20	20	4
41	21	21	29	21	21	4
42	22	22	30	22	21	4
43	23	23	31	23	22	4
44	24	24	32	24	22	4

45	25	25	33	25	23	4
46	25	26	34	25	23	4
47	26	27	35	26	24	4
48	26	28	36	26	24	5
49	27	29	37	27	25	5
50	27	30	38	27	25	5
51	28	31	39	28	25	5
52	28	32	40	28	26	5
53	29	33	41	29	26	5
54	29	34	42	30	26	
55	29	35	43	31	27	
56	30	36	44	32	27	
57	30	37	45	33	27	
58	30	38	46	33	28	
59	31	39	47	33	28	
60	31	40	48	34	28	
61	31	41	49	34	28	
62	32	42	50	34	29	
63	32	43	51	35	29	
64	32	44	52	35	29	
65	33	45	53	35	29	
66	33	46	54	36	30	
67	34	47	55	36	30	
68	34	48	56	36	30	
69	35	49	57	37	31	
70	35	49	57	37	31	
71	36	50	58	37	32	
72	36	50	58	37	32	
73	37	51	59	38	33	
74	37	51	59	38	33	
75	38	52	60	38	34	
76	38	52	60	38	34	
77	39	53	61	39	35	
78	39	53	61	39		
79	40	54	62	39		
80	40	54	62	39		
81	41	55	63	40		
82	41	55	63	40		
83	42	56	64	40		
84	42	56	64	40		
85	43	57	65	40		
86		57	66	41		
87		57	67	41		
88		57	68	41		
89		57	69	41		
90		57	69	41		
91		58	70	42		
92		58	70	42		
93		58	70	42		
94		58	70	42		

95		58	70	42		
96		58	70	43		
97		59	70	43		
98		59	70	43		
99		59	70	43		
100		59	70	43		
101		59	71	44		
102		59	71			
103		60	71			
104		60	71			
105		60	71			
106			71			
107			71			
108			71			
109			71			

5 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18

45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	42	30	46	38	25
59	43	31	47	39	26
60	44	32	48	40	26
61	45	33	49	41	27
62	46	34	50	42	27
63	47	35	51	43	28
64	48	36	52	44	28
65	49	37	53	45	29
66	50	38	54	45	29
67	51	39	55	46	29
68	52	40	56	46	30
69	53	41	57	47	30
70	54	42	58	47	30
71	55	43	59	48	30
72	56	44	60	48	31
73	57	45	61	49	31
74	58	46	62	50	31
75	59	47	63	51	31
76	60	48	64	52	32
77	61	49	65	53	32
78	61	50	66	53	32
79	62	51	67	54	32
80	62	52	68	54	33
81	63	53	69	55	33
82	63	54	70	55	33
83	64	55	71	56	34
84	64	56	72	56	34
85	65	57	73	57	35
86	66	58	74	57	
87	67	59	75	58	
88	68	60	76	58	
89	69	61	77	59	
90	69	62	78	59	
91	70	63	79	60	
92	70	64	80	60	
93	71	65	81	60	
94	71	66	81	60	

95	72	67	82	61	
96	72	68	82	61	
97	73	69	83	61	
98	74	70	83	61	
99	75	71	84	62	
100	76	72	84	62	
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	82	79	90		
113	82	79	91		
114	82	80	91		
115	83	80	91		
116	83	80	92		
117	83	81	92		
118	84	81	92		
119	84	81	93		
120	84	82	93		
121	85	82	93		
122	85	82			
123	85	83			
124	85	83			
125	86	83			
126	86	84			
127	86	84			
128	86	84			
129	87	85			
130	87	85			
131	87	85			
132	87	86			
133	88	86			
134	88	86			
135	88	87			
136	88	87			
137	89	87			
138	89	87			
139	89	88			
140	90	88			
141	90	88			
142	90	88			
143	91	89			
144	91	89			

145	91	89			
146	92	89			
147	92	90			
148	92	90			
149	93	90			
150	93	90			
151	93	91			
152	94	91			
153	94	91			
154	94				
155	95				
156	95				
157	95				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

6 小学校・中学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	2	1
12	4	1	3	1
13	5	1	4	1
14	6	1	5	1
15	7	1	6	1
16	8	1	7	1
17	9	1	8	1
18	10	1	9	1
19	11	1	10	1
20	12	1	11	1
21	13	1	12	1
22	14	1	13	1
23	15	1	14	1
24	16	1	15	1
25	17	1	16	1
26	18	1	17	1
27	19	1	18	1
28	20	1	19	1
29	21	1	20	1
30	22	1	21	1
31	23	1	22	1
32	24	1	23	1
33	25	1	24	1
34	26	1	25	1
35	27	1	26	1
36	28	1	27	1
37	29	1	28	1
38	30	1	29	1
39	31	1	30	1
40	32	1	31	1
41	33	1	32	1
42	34	1	33	1
43	35	1	34	1
44	36	1	35	1

45	37	1	36	1
46	38	1	37	1
47	39	1	38	1
48	40	1	39	1
49	41	1	40	1
50	41	1	41	1
51	41	1	42	1
52	42	1	43	1
53	42	2	44	1
54	42	3	45	1
55	43	4	46	1
56	43	5	47	1
57	43	6	48	1
58	44	7	49	1
59	44	8	50	1
60	44	9	51	1
61	45	10	52	1
62	45	11	53	2
63	46	12	54	3
64	46	13	55	4
65	47	14	56	4
66	47	15	57	4
67	48	16	58	5
68	48	17	59	5
69	49	18	60	5
70	50	19	61	6
71	51	20	62	6
72	52	21	63	6
73	53	22	64	7
74	53	23	65	7
75	54	24	66	8
76	54	25	67	8
77	55	26	68	9
78	55	27	69	9
79	56	28	70	10
80	56	29	71	10
81	57	30	71	11
82	57	31	71	
83	58	32	72	
84	58	33	72	
85	59	34	72	
86	59	35	73	
87	60	36	73	
88	60	37	73	
89	61	38	74	
90	61	39	74	
91	61	40	74	
92	62	41	75	
93	62	42	75	
94	62	43	75	

95	63	44	76	
96	63	45	76	
97	63	46	77	
98	64	47		
99	64	48		
100	64	49		
101	65	50		
102	65	51		
103	65	52		
104	65	53		
105	65	54		
106	65	55		
107	65	56		
108	66	57		
109	66	58		
110	66	58		
111	66	59		
112	66	59		
113	66	60		
114	66	60		
115	67	61		
116	67	61		
117	67	62		
118	67	63		
119	67	64		
120	67	65		
121	67	66		
122	68	66		
123	68	67		
124	68	67		
125	68	68		
126		68		
127		69		
128		69		
129		70		
130		70		
131		71		
132		71		
133		72		
134		72		
135		73		
136		73		
137		74		
138		74		
139		75		
140		75		
141		76		
142		76		
143		77		
144		77		

145		78		
146		78		
147		79		
148		79		
149		80		

7 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	1	1
31	11	1	2	1
32	12	1	3	1
33	13	1	4	1
34	14	1	5	1
35	15	1	6	1
36	16	1	7	1
37	17	1	8	1
38	18	1	9	1
39	19	1	10	1
40	20	1	11	1
41	21	2	12	1
42	22	3	13	2
43	23	4	14	3
44	24	5	15	4

45	25	6	16	5
46	26	7	17	6
47	27	8	18	7
48	28	9	19	8
49	29	10	20	9
50	29	11	21	10
51	30	12	22	11
52	30	13	23	12
53	31	14	24	13
54	31	15	25	14
55	32	16	26	15
56	32	17	27	16
57	33	18	28	17
58	33	19	29	17
59	34	20	30	18
60	34	21	31	18
61	35	22	32	19
62	35	23	33	
63	36	24	34	
64	36	25	35	
65	37	26	36	
66	37	27	37	
67	38	28	38	
68	38	29	39	
69	39	30	40	
70	39	31	41	
71	40	32	42	
72	40	33	43	
73	41	34	44	
74	41	35	45	
75	42	36	46	
76	42	37	47	
77	43	38	48	
78	43	39	49	
79	44	40	50	
80	44	41	51	
81	45	42	52	
82	45	43	53	
83	46	44	54	
84	46	45	54	
85	47	46	55	
86	47	47	55	
87	48	48	56	
88	48	49	56	
89	49	50	57	
90	49	51	57	
91	50	52	57	
92	50	53	58	
93	51	54	58	
94	51	55	58	

95	52	56	59	
96	52	57	59	
97	53	58	59	
98	53	59		
99	54	60		
100	54	61		
101	55	62		
102	55	62		
103	56	63		
104	56	63		
105	57	64		
106	57	64		
107	57	65		
108	57	65		
109	58	66		
110	58	66		
111	58	67		
112	58	67		
113	59	68		
114	59	68		
115	59	69		
116	59	69		
117	60	70		
118	60	70		
119	60	71		
120	60	71		
121	61	72		
122	61	72		
123	61	73		
124	61	73		
125	62	74		
126	62	74		
127	62	74		
128	62	74		
129	63	75		
130	63	75		
131	63	75		
132	63	75		
133	64	76		
134	64	76		
135	64	76		
136	64	76		
137	65	77		
138	65			
139	65			
140	65			
141	65			
142	66			
143	66			
144	66			

145	66			
146	66			
147	67			
148	67			
149	67			
150	67			
151	67			
152	68			
153	68			

8 警察官給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	
6	1	1	1	1	1	1	1	
7	1	1	1	1	1	1	1	
8	1	1	1	1	1	1	1	
9	1	1	1	1	1	1	1	
10	2	1	1	1	2	1	1	
11	3	1	1	1	3	1	1	
12	4	1	1	1	4	1	1	
13	5	1	1	1	5	1	1	
14	6	2	1	1	6	2	1	
15	7	3	1	1	7	3	1	
16	8	4	1	1	8	4	1	
17	9	5	1	1	9	5	1	
18	10	6	1	1	10	6	1	
19	11	7	1	1	11	7	1	
20	12	8	1	1	12	8	1	
21	13	9	1	1	13	9	1	
22	14	10	2	1	14	10	1	
23	15	11	3	1	15	11	1	
24	16	12	4	1	16	12	1	
25	17	13	5	1	17	13	1	
26	18	14	6	1	18	14	1	
27	19	15	7	1	19	15	1	
28	20	16	8	1	20	16	1	
29	21	17	9	1	21	17	1	
30	22	18	10	2	22	18	1	
31	23	19	11	3	23	19	1	
32	24	20	12	4	24	20	1	
33	25	21	13	5	25	21	2	
34	26	22	14	6	26	22	2	
35	27	23	15	7	27	23	2	
36	28	24	16	8	28	24	2	
37	29	25	17	9	29	25	2	
38	30	26	18	10	30	26	2	
39	31	27	19	11	31	27	2	
40	32	28	20	12	32	28	2	
41	33	29	21	13	33	29	2	
42	34	30	22	14	34	30	2	
43	35	31	23	15	35	31	2	
44	36	32	24	16	36	32	2	

45	37	33	25	17	37	33	2	
46	38	34	26	18	38	34	2	
47	39	35	27	19	39	35	2	
48	40	36	28	20	40	36	2	
49	41	37	29	21	41	37	2	
50	42	38	30	22	42	37	2	
51	43	39	31	23	43	37	2	
52	44	40	32	24	44	38	2	
53	45	41	33	25	45	38	2	
54	46	42	34	26	46	38	2	
55	47	43	35	27	47	39	2	
56	48	44	36	28	48	39	2	
57	49	45	37	29	49	39	2	
58	50	46	38	30	50	40	2	
59	51	47	39	31	51	40	2	
60	52	48	40	32	52	40	2	
61	53	49	41	33	53	40	2	
62	54	50	42	34	54	41	2	
63	55	51	43	35	55	41	2	
64	56	52	44	36	56	41	2	
65	57	53	45	37	57	41	2	
66	58	54	46	37	58	42		
67	59	55	47	38	59	42		
68	60	56	48	38	60	42		
69	61	57	49	39	60	42		
70	62	58	49	39	61	43		
71	63	59	50	40	61	43		
72	64	60	50	40	62	43		
73	65	61	51	41	62	43		
74	66	62	51	42	63	44		
75	67	63	52	43	63	44		
76	68	64	52	44	64	44		
77	69	65	53	45	64	45		
78	70	66	54	46	65			
79	71	67	55	47	65			
80	72	68	56	48	66			
81	73	69	57	49	66			
82	74	70	58	49	67			
83	75	71	59	50	67			
84	76	72	60	50	68			
85	77	73	61	51	69			
86	77	74	62	51				
87	78	75	63	52				
88	78	76	64	52				
89	79	77	65	53				
90	79	78	66	53				
91	80	79	67	53				
92	80	80	68	54				
93	81	81	69	54				
94	82	82	70	54				

95	83	83	71	55				
96	84	84	72	55				
97	85	85	73	55				
98	86	86	74	56				
99	87	87	75	56				
100	88	88	76	56				
101	89	89	77	57				
102	90	90	78	58				
103	91	91	79	59				
104	92	92	80	60				
105	93	93	81	60				
106	93	93	82	60				
107	94	94	83	60				
108	94	94	84	60				
109	95	95	85	61				
110	95	95	85	61				
111	96	96	86	61				
112	96	96	86	61				
113	97	97	87	61				
114	97	98	87	62				
115	98	99	88	62				
116	98	100	88	62				
117	99	101	89	62				
118	99	101	90	62				
119	100	101	91	63				
120	100	102	92	63				
121	101	102	93	63				
122	101	102	94					
123	102	103	95					
124	102	103	96					
125	103	103	96					
126		104	96					
127		104	96					
128		104	96					
129		105	96					
130		105	96					
131		106	96					
132		106	96					
133		107	97					
134		107	97					
135		108	97					
136		108	97					
137		109	97					
138		109	97					
139		109	97					
140		110	97					
141		110	97					
142		110						
143		111						
144		111						

145		111						
-----	--	-----	--	--	--	--	--	--

別表第32を次のように改める。

別表第32（第12条、第27条関係）

昇給号給数表

1 行政職給料表6級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考 1 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第28条各号に掲げる職員以外の職員に適用する。

2 この表に定める上段の号給数は職員の条例第6条第2項、公立学校職員の条例第7条第2項又は警察職員の条例第6条第2項の規定の適用を受ける職員に、下段の号給数は職員の条例第6条第3項第1号に掲げる職員、公立学校職員の条例第7条第3項の規定の適用を受ける職員及び警察職員の条例第6条第3項第1号に掲げる職員に適用する。

2 行政職給料表7級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	I	II	III	IV	V
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び第28条各号に掲げる職員に適用する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格をした職員の号給の特例)
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条又は第20条の規定を適用する。
(採用試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整)
- 切替日前に採用試験又は選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該採用試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、人事委員会が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

(雑則)

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第7号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「通勤手当の条項第6項」を「通勤手当の条項第7項」に改め、同項第2号中「交替制勤務に従事する職員等」を「交替制勤務に従事する職員、在宅勤務等手当受給職員（職員の給与に関する条例第23条の2の2第1項、公立学校職員の給与に関する条例第21条の3第1項又は警察職員の給与に関する条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員をいう。次条において同じ。）その他の職員（別記第1号様式において「交替制勤務職員等」という。）」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第6条の2中「職員又は」を「職員、」に、「短時間勤務職員（）」を「短時間勤務職員又は在宅勤務等手当受給職員（）」に、「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通

勤所要回数」に改める。

第6条の3第1号中「（通勤手当の条項第2項第1号の1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び前条に定める額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある）」に改める。

第8条中「通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものである」を「通勤事情の改善が認められる」に改める。

第9条の見出し中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第1項中「特別急行列車等に」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等（通勤手当の条項第3項に規定する特別料金等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第3項中「の特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「に規定する特別料金等相当額（次条第4項において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項第1号」を「同項第1号及び第2号」に改め、「、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」とを削り、「「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」」を「「運賃等」とあるのは「特別料金等」」に改める。

第10条第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「以下この条及び第15条において」を「以下」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下この項において「県の休日」という。）に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を含む。））に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第6条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、通勤手当の条項第2項第2号に定める額（第6条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合にあっては、その合計額）の合計額（第12条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最

も長い支給単位期間とする。

第11条第1項中「離職し」を「離職をし」に改める。

第12条第1項中「通勤手当の条項第5項」を「通勤手当の条項第6項」に改め、同項第1号中「離職し」を「離職をし」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る通勤手当の条項第5項」を「通勤手当の条項第6項」に改め、同項第1号中「1箇月当たりの運賃等相当額等（第6条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第6条の2に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が56,200円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に、「普通交通機関等（）」を「普通交通機関等又は特別急行列車等（）」に、「1箇月当たりの運賃等相当額等が56,200円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に、「全ての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び特別急行列車等」に、「定期券の運賃等」を「定期券の運賃等及び特別料金等」に、「人事委員会の」を「人事委員会が別に」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えている場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会が別に定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

第12条第3項を削り、同条第4項中「通勤手当の条項第5項」を「通勤手当の条項第6項」に、「前2項」を「前項」に、「当該給与」を「人事委員会が別に定めるところにより当該給与」に改め、同項を同条第3項とする。

第13条第1項中「通勤手当の条項第6項」を「通勤手当の条項第7項」に改め、同項第1号中「特別急行列車等に係る通勤手当」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

通勤手当決定（改定）書

所属	職員番号	氏名	回
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員（交替制勤務職員等） <input type="checkbox"/> 算出の基礎となる普通交通機関等 <input type="checkbox"/> 普通交通機関等の名称		1箇月当たりの平均通勤所要回数	
普通交通機関等利用者	定期券、回数券等の他の別 利用区間	運賃等の額の算出式 回数券その他 定期券 1箇月当たりの平均通勤所要回数 1箇月当たりの特別料金等相当額	通勤手当の額 支給単位期間 普通交通機関等の支給の始期等 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 計
特別急行列車等利用者	特別急行列車等 利用区間	特別料金等の額の算出基礎 特別料金等 回数券その他 定期券 1箇月当たりの特別料金等相当額	通勤手当の額 支給単位期間 特別急行列車等の支給の始期等 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 計
自動車等の額（通勤手当に関する規則第6条の2の額） （自動車等の使用距離 km） 普通交通機関等と自動車等との併用者 □第1号 □第2号 □第3号 通勤手当に関する規則第6条の3 □第1号 □第2号 □第3号		15万円×	1箇月
算出の基礎となる特別急行列車等 特別急行列車等の名称		特別料金等 回数券その他 定期券 1箇月当たりの特別料金等相当額	通勤手当の額 支給単位期間 特別急行列車等の支給の始期等 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 計
1箇月当たりの運賃等相当額、自動車等の額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計 額が15万円を超えるとき 通勤手当の決定 通勤手当の条項第1項 <input type="checkbox"/> 該当（ <input type="checkbox"/> 通勤手当に関する規則第5条） <input type="checkbox"/> 非該当 理由		15万円×	1箇月
決定事由 理由		取捨者 確認欄 通勤手当の条項及び通勤手当に関する規則の規定に従い、上記のとおり決定する。	年 月 日 職名 氏名

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から引き続き職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第62号。以下この項において「改正条例」という。）第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下この項において「改正前の職員の条例」という。）第23条第2項第1号、改正条例第11条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号。以下この項において「改正前の公立学校職員の条例」という。）第21条第2項第1号及び改正条例第13条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。以下この項において「改正前の警察職員の条例」という。）第12条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第6条の3第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の規則第6条第1項に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、改正前の職員の条例第23条第2項第2号、改正前の公立学校職員の条例第21条第2項第2号及び改正前の警察職員の条例第12条第2項第2号に規定する額（改正前の規則第6条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）並びに改正前の職員の条例第23条第3項第1号、改正前の公立学校職員の条例第21条第3項第1号及び改正前の警察職員の条例第12条第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（改正前の職員の条例第23条第6項、改正前の公立学校職員の条例第21条第6項及び改正前の警察職員の条例第12条第6項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2以上の特別急行列車等（改正前の職員の条例第23条第3項、改正前の公立学校職員の条例第21条第3項及び改正前の警察職員の条例第12条第3項に規定する特別急行列車等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第10条第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。
(1) 普通交通機関等並びに改正前の職員の条例第23条第1項

第2号、改正前の公立学校職員の条例第21条第1項第2号及び改正前の警察職員の条例第12条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が56,200円を超える場合のものに限る。）

(2) 改正前の職員の条例第23条第3項第1号、改正前の公立学校職員の条例第21条第3項第1号及び改正前の警察職員の条例第12条第3項第1号に規定する特別急行列車等に係る通勤手当

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

(1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から56,200円を減じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超える場合にあつては、2万円）を減じて得た額

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第8号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年高知県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
	円	円	円	円	円
1年未満	416,600	370,400	310,000	67,500	50,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	67,500	50,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	67,500	50,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	67,500	46,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	67,500	42,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	67,500	38,000
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	65,100	34,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	62,700	30,000
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	60,300	26,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	57,900	22,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	55,300	18,000
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	52,900	14,000
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	50,500	10,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	48,100	6,000
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	46,100	3,000

15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	44,300	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	42,500	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	40,800	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	39,100	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	37,300	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	35,600	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	34,500	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	33,400	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	31,800	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	30,700	
25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	29,500	
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	28,400	
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	27,300	
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	26,000	
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	25,200	
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	24,200	
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	23,000	
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	21,300	
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	19,500	
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	17,400	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「当該職員が次の各号のいずれに該当するか」を「次の各号に掲げる職員の区分」に改め、同項ただし書中「第1号及び第2号」を「第1号ア及びイ」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める割合

ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の115.5以上100分の292.5以下（職員の条例第21条第2項又は警察職員の条例第21条第2項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の139.5以上100分の352.5以下）

イ 勤務成績が優秀な職員 100分の105以上100分の115.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の126以上100分の139.5未満）

ウ 勤務成績が良好な職員 100分の94.5（特定幹部職員にあっては、100分の114.5）

エ 勤務成績が良好でない職員 100分の87以下（特定幹部職員にあっては、100分の106以下）

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な職員 100分の83.5以上100分の250.5未満

イ 勤務成績が良好な職員 100分の73.5

ウ 勤務成績が良好でない職員 100分の67以下

第13条第2項中「同項第4号」を「同項第1号エ」に改め、同条第3項中「第1項第1号及び第2号」を「第1項第1号ア及びイ」に改める。

第13条の2第1項第1号中「100分の53.3」を「6月に支給する場合には100分の50.7以上（特定幹部職員にあっては、100分の60.7以上）、12月に支給する場合には100分の

50.8」に、「100分の63.3」を「100分の60.8」に改め、同項第2号中「100分の49.8」を「6月に支給する場合には100分の47.2（特定幹部職員にあっては、100分の57.2）、12月に支給する場合には100分の47.3」に、「100分の59.8」を「100分の57.3」に改め、同項第3号中「100分の47.8」を「6月に支給する場合には100分の45.2以下（特定幹部職員にあっては、100分の55.2以下）、12月に支給する場合には100分の45.3」に、「100分の57.8」を「100分の55.3」に改める。

別表第1の1の表中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号。以下「任期付職員条例」という。）」を「任期付職員条例」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

特地利務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第10号

特地利務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地利務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「合算した額」を「合算した額（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）」に改め、同条第3項及び第4項中「掲げる職員」を「掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」に改める。

第3条第2項中「合計額に、」を「合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、」に改め、同条第3項及び第4項中「掲げる職員」を「掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」に改める。

第4条第2項第1号中「という。）」を「という。）又は職員の定年等に関する条例第13条若しくは第14条第1項の規定による採用（同条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において「定年前再任用」という。）」に改め、同項第2号中「次項において「指定日」」を「以下この条において「指定日」」に、「退職派遣からの採用」を「退職派遣からの採用若しくは定年前再任用」に改め、同項に次の3号を加える。

(3) 定年前再任用をされ、かつ、当該定年前再任用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、職員の条例第13条の3第2項又は警察職員の条例第13条の3第2項に規定する新たに特地利務又は準

特地利務に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

(4) 定年前再任用をされた職員で、当該定年前再任用の日の前日に職員の条例第13条の3又は警察職員の条例第13条の3の規定による特地利務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの規定の規定による特地利務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(5) 前各号に掲げる職員のほか、これらの職員との権衡上必要があると人事委員会が認める職員

第4条第3項第1号中「規定する」を「掲げる」に、「又は退職派遣からの採用」を「退職派遣からの採用をされた日又は定年前再任用」に改め、同項第3号中「規定する」を「掲げる」に、「公署が」を「公署が、」に、「又は退職派遣からの採用」を「退職派遣からの採用をされた日又は定年前再任用」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 前項第3号に掲げる職員 当該職員が定年前再任用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第4号に掲げる職員 当該職員が定年前再任用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該定年前再任用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第5号に掲げる職員 別に人事委員会が定める期間及び額

第7条中「が定める」を「定める」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、この規則による改正後の特地利務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2項から第4項まで及び第3条第2項から第4項までの規定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第4条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項第1号中「職員の定年

等に関する条例第13条若しくは第14条第1項」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。以下この条において「令和4年改正定年条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、「同条例の規定により退職した日」とあるのは「職員の定年等に関する条例の規定により退職した日又は令和4年改正定年条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第3号中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用の」とあるのは「暫定再任用の」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正定年条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用の」とあるのは「暫定再任用の」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

- 4 改正後の規則第4条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に職員の定年等に関する条例第13条若しくは第14条第1項又は令和4年改正定年条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下「職員の定年等に関する条例第13条等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 改正後の規則第4条第2項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に職員の定年等に関する条例第13条等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が令和7年4月1日以後の日である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 6 改正後の規則第4条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に職員の定年等に関する条例第13条等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第13条の3又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第13条の3の規定による特勤手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後の日である場合について適用する。

~~~~~  
住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。  
令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一  
**高知県人事委員会規則第11号**  
**住居手当に関する規則の一部を改正する規則**

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされているもの、公立学校職員の給与に関する条例第13条第2項に規定する扶養親族で同条例第14条第1項の規定による届出がされているもの又は警察職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項の規定による届出がされているものに限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び職員の給与に関する条例第10条第2項、公立学校職員の給与に関する条例第13条第2項又は警察職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、同号イ中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同号エ中「その委任を受けた者を含む」を「職員の給与に関する条例第4条の2の知事その他任命権者、公立学校職員の給与に関する条例第5条の2の教育委員会若しくは警察職員の給与に関する条例第4条第6項の警察本部長又はその委任を受けた者をいう」に改める。

第4条中「（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、「職員の給与に関する条例第13条の3第2項、公立学校職員の給与に関する条例第16条の3第2項及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第13条第1項第3号に規定する国家公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による採用をされた職員」及び「、採用」を削る。

- 第5条に次の1項を加える。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。
- 第6条第1項に後段として次のように加える。  
前条第3項に規定する場合においても、同様とする。
- 第8条第1項中「欠くに至った日」を「欠くに至った日（人事委員会が別に定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以後の日で人事委員会が別に定める日）」に改める。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~  
県立学校職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一
高知県人事委員会規則第12号
県立学校職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の特勤手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「合算した額」を「合算した額（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、現に受ける給料の月額）」に改め、同条第3項及び第4項中「掲げる職員」を「掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」に改める。

第4条第2項中「合計額に、」を「合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）に、」に改め、同条第3項及び第4項中「掲げる職員」を「掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」に改める。

第5条第2項第1号中「（という。）」を「（という。）又は職員の定年等に関する条例第13条若しくは第14条第1項の規定による採用（同条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において「定年前再任用」という。）」に改め、同項第2号中「次項において「指定日」」を「以下この条において「指定日」に、「退職派遣からの採用」を「退職派遣からの採用若しくは定年前再任用」に改め、同項に次の3号を加える。

- (3) 定年前再任用をされ、かつ、当該定年前再任用の日の前日に在勤していた県立学校に引き続き在勤することとなった職員のうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、公立学校職員の条例第16条の3第2項に規定する新たに特勤県立学校又は準特勤県立学校に該当することとなった県立学校に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該県立学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの
- (4) 定年前再任用をされた職員で、当該定年前再任用の日の前日に公立学校職員の条例第16条の3の規定による特勤手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該定年前再任用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同条の規定による特勤手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの
- (5) 前各号に掲げる職員のほか、これらの職員との権衡上必要があると人事委員会が認める職員

第5条第3項第1号中「規定する」を「掲げる」に、「又は退職派遣からの採用」を「退職派遣からの採用をされた日又は定年前再任用」に改め、同項第3号中「規定する」を「掲げる」に、「県立学校が」を「県立学校が、」に、「又は退職派遣からの採用」を「退職派遣からの採用をされた日又は定年前再任用」に改め、同項に次の3号を加える。

- (4) 前項第3号に掲げる職員 当該職員が定年前再任用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (5) 前項第4号に掲げる職員 当該職員が定年前再任用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該定年前再任用の日以降支給されることとなる期間及び額
- (6) 前項第5号に掲げる職員 別に人事委員会が定める期間及び額
- 第6条中「教育委員会」を「高知県教育委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）については、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、この規則による改正後の県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで及び第4条第2項から第4項までの規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第5条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項第1号中「職員の定年等に関する条例第13条若しくは第14条第1項」とあるのは「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号。以下この条において「令和4年改正定年条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」と、「同条例の規定により退職した日」とあるのは「職員の定年等に関する条例の規定により退職した日又は令和4年改正定年条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「定年前再任用」とあるのは「暫

定再任用」と、同項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第3号中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第4号中「定年前再任用の」とあるのは「暫定再任用の」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正定年条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第5号中「定年前再任用の」とあるのは「暫定再任用の」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

- 4 改正後の規則第5条第2項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日以後に職員の定年等に関する条例第13条若しくは第14条第1項又は令和4年改正定年条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定（以下「職員の定年等に関する条例第13条等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 5 改正後の規則第5条第2項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に職員の定年等に関する条例第13条等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合、同号に規定する異動をした日が令和7年4月1日以後の日である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
- 6 改正後の規則第5条第2項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に職員の定年等に関する条例第13条等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第16条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後の日である場合について適用する。

~~~~~

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第13号

##### 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

小学校・中学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

| 職員の区分             | 職務の級<br>号給 | 1級    | 2級    | 特2級   | 3級    | 4級    |
|-------------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                   |            | 円     | 円     | 円     | 円     | 円     |
| 定年前任用短時間勤務職員以外の職員 | 1          | 2,000 | 2,100 | 4,000 | 4,900 | 7,400 |
|                   | 2          | 2,000 | 2,100 | 4,000 | 4,900 | 7,400 |
|                   | 3          | 2,000 | 2,100 | 4,000 | 4,900 | 7,400 |
|                   | 4          | 2,000 | 2,100 | 4,000 | 4,900 | 7,400 |
|                   | 5          | 2,000 | 2,300 | 4,300 | 5,100 | 7,500 |
|                   | 6          | 2,000 | 2,300 | 4,300 | 5,100 | 7,500 |
|                   | 7          | 2,000 | 2,300 | 4,300 | 5,100 | 7,500 |
|                   | 8          | 2,000 | 2,300 | 4,300 | 5,100 | 7,500 |
|                   | 9          | 2,100 | 2,400 | 4,500 | 5,200 | 7,600 |
|                   | 10         | 2,100 | 2,400 | 4,500 | 5,200 | 7,600 |
|                   | 11         | 2,100 | 2,400 | 4,500 | 5,200 | 7,600 |
|                   | 12         | 2,100 | 2,400 | 4,500 | 5,200 | 7,600 |
|                   | 13         | 2,200 | 2,500 | 4,700 | 5,400 | 7,700 |
|                   | 14         | 2,200 | 2,500 | 4,700 | 5,400 | 7,700 |
|                   | 15         | 2,200 | 2,500 | 4,700 | 5,400 | 7,700 |
|                   | 16         | 2,200 | 2,500 | 4,700 | 5,400 | 7,700 |
|                   | 17         | 2,300 | 2,600 | 4,900 | 5,500 | 7,900 |
|                   | 18         | 2,300 | 2,600 | 4,900 | 5,500 | 7,900 |
|                   | 19         | 2,300 | 2,600 | 4,900 | 5,500 | 7,900 |
|                   | 20         | 2,300 | 2,600 | 4,900 | 5,500 | 7,900 |
|                   | 21         | 2,400 | 2,800 | 5,100 | 5,700 | 8,000 |
|                   | 22         | 2,400 | 2,800 | 5,100 | 5,700 |       |
|                   | 23         | 2,400 | 2,800 | 5,100 | 5,700 |       |
|                   | 24         | 2,400 | 2,800 | 5,100 | 5,700 |       |
|                   | 25         | 2,600 | 2,900 | 5,300 | 5,900 |       |
|                   | 26         | 2,600 | 2,900 | 5,300 | 5,900 |       |
|                   | 27         | 2,600 | 2,900 | 5,300 | 5,900 |       |
|                   | 28         | 2,600 | 2,900 | 5,300 | 5,900 |       |
|                   | 29         | 2,700 | 3,000 | 5,400 | 6,000 |       |
|                   | 30         | 2,700 | 3,000 | 5,400 | 6,000 |       |
|                   | 31         | 2,700 | 3,000 | 5,400 | 6,000 |       |
|                   | 32         | 2,700 | 3,000 | 5,400 | 6,000 |       |
| 33                | 2,800      | 3,200 | 5,600 | 6,100 |       |       |
| 34                | 2,800      | 3,200 | 5,600 | 6,100 |       |       |
| 35                | 2,800      | 3,200 | 5,600 | 6,100 |       |       |
| 36                | 2,800      | 3,200 | 5,600 | 6,100 |       |       |

|    |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 37 | 2,900 | 3,300 | 5,700 | 6,300 |
| 38 | 2,900 | 3,300 | 5,700 | 6,300 |
| 39 | 2,900 | 3,300 | 5,700 | 6,300 |
| 40 | 2,900 | 3,300 | 5,700 | 6,300 |
| 41 | 3,100 | 3,500 | 5,800 | 6,400 |
| 42 | 3,100 | 3,500 | 5,800 | 6,400 |
| 43 | 3,100 | 3,500 | 5,800 | 6,400 |
| 44 | 3,100 | 3,500 | 5,800 | 6,400 |
| 45 | 3,200 | 3,700 | 6,000 | 6,600 |
| 46 | 3,200 | 3,700 | 6,000 | 6,600 |
| 47 | 3,200 | 3,700 | 6,000 | 6,600 |
| 48 | 3,200 | 3,700 | 6,000 | 6,600 |
| 49 | 3,300 | 3,800 | 6,100 | 6,800 |
| 50 | 3,300 | 3,800 | 6,100 | 6,800 |
| 51 | 3,300 | 3,800 | 6,100 | 6,800 |
| 52 | 3,300 | 3,800 | 6,100 | 6,800 |
| 53 | 3,400 | 4,100 | 6,300 | 6,900 |
| 54 | 3,400 | 4,100 | 6,300 | 6,900 |
| 55 | 3,400 | 4,100 | 6,300 | 6,900 |
| 56 | 3,400 | 4,100 | 6,300 | 6,900 |
| 57 | 3,500 | 4,300 | 6,400 | 7,000 |
| 58 | 3,500 | 4,300 | 6,400 | 7,000 |
| 59 | 3,500 | 4,300 | 6,400 | 7,000 |
| 60 | 3,500 | 4,300 | 6,400 | 7,000 |
| 61 | 3,600 | 4,500 | 6,500 | 7,100 |
| 62 | 3,600 | 4,500 | 6,500 | 7,100 |
| 63 | 3,600 | 4,500 | 6,500 | 7,100 |
| 64 | 3,600 | 4,500 | 6,500 | 7,100 |
| 65 | 3,700 | 4,800 | 6,700 | 7,200 |
| 66 | 3,700 | 4,800 | 6,700 | 7,200 |
| 67 | 3,700 | 4,800 | 6,700 | 7,200 |
| 68 | 3,700 | 4,800 | 6,700 | 7,200 |
| 69 | 3,800 | 4,900 | 6,800 | 7,300 |
| 70 | 3,800 | 4,900 | 6,800 | 7,300 |
| 71 | 3,800 | 4,900 | 6,800 | 7,300 |
| 72 | 3,800 | 4,900 | 6,800 | 7,300 |
| 73 | 3,900 | 5,100 | 6,900 | 7,400 |
| 74 | 3,900 | 5,100 | 6,900 | 7,400 |
| 75 | 3,900 | 5,100 | 6,900 | 7,400 |
| 76 | 3,900 | 5,100 | 6,900 | 7,400 |
| 77 | 4,000 | 5,300 | 6,900 | 7,500 |
| 78 | 4,000 | 5,300 | 6,900 | 7,500 |

|     |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 79  | 4,000 | 5,300 | 6,900 | 7,500 |
| 80  | 4,000 | 5,300 | 6,900 | 7,500 |
| 81  | 4,100 | 5,400 | 7,000 | 7,500 |
| 82  | 4,100 | 5,400 | 7,000 |       |
| 83  | 4,100 | 5,400 | 7,000 |       |
| 84  | 4,100 | 5,400 | 7,000 |       |
| 85  | 4,100 | 5,500 | 7,200 |       |
| 86  | 4,100 | 5,500 | 7,200 |       |
| 87  | 4,100 | 5,500 | 7,200 |       |
| 88  | 4,100 | 5,500 | 7,200 |       |
| 89  | 4,200 | 5,600 | 7,200 |       |
| 90  | 4,200 | 5,600 | 7,200 |       |
| 91  | 4,200 | 5,600 | 7,200 |       |
| 92  | 4,200 | 5,600 | 7,200 |       |
| 93  | 4,300 | 5,800 | 7,200 |       |
| 94  | 4,300 | 5,800 | 7,200 |       |
| 95  | 4,300 | 5,800 | 7,200 |       |
| 96  | 4,300 | 5,800 | 7,200 |       |
| 97  | 4,400 | 5,900 | 7,300 |       |
| 98  | 4,400 | 5,900 |       |       |
| 99  | 4,400 | 5,900 |       |       |
| 100 | 4,400 | 5,900 |       |       |
| 101 | 4,400 | 6,100 |       |       |
| 102 | 4,400 | 6,100 |       |       |
| 103 | 4,400 | 6,100 |       |       |
| 104 | 4,400 | 6,100 |       |       |
| 105 | 4,500 | 6,200 |       |       |
| 106 | 4,500 | 6,200 |       |       |
| 107 | 4,500 | 6,200 |       |       |
| 108 | 4,500 | 6,200 |       |       |
| 109 | 4,500 | 6,300 |       |       |
| 110 | 4,500 | 6,300 |       |       |
| 111 | 4,500 | 6,300 |       |       |
| 112 | 4,500 | 6,300 |       |       |
| 113 | 4,600 | 6,400 |       |       |
| 114 | 4,600 | 6,400 |       |       |
| 115 | 4,600 | 6,400 |       |       |
| 116 | 4,600 | 6,400 |       |       |
| 117 | 4,700 | 6,500 |       |       |
| 118 | 4,700 | 6,500 |       |       |
| 119 | 4,700 | 6,500 |       |       |
| 120 | 4,700 | 6,500 |       |       |

|                                       |       |       |       |       |       |       |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 121                                   | 4,700 | 6,600 |       |       |       |       |
| 122                                   | 4,700 | 6,600 |       |       |       |       |
| 123                                   | 4,700 | 6,600 |       |       |       |       |
| 124                                   | 4,700 | 6,600 |       |       |       |       |
| 125                                   | 4,800 | 6,700 |       |       |       |       |
| 126                                   |       | 6,700 |       |       |       |       |
| 127                                   |       | 6,700 |       |       |       |       |
| 128                                   |       | 6,700 |       |       |       |       |
| 129                                   |       | 6,800 |       |       |       |       |
| 130                                   |       | 6,800 |       |       |       |       |
| 131                                   |       | 6,800 |       |       |       |       |
| 132                                   |       | 6,800 |       |       |       |       |
| 133                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 134                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 135                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 136                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 137                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 138                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 139                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 140                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 141                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 142                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 143                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 144                                   |       | 6,900 |       |       |       |       |
| 145                                   |       | 7,000 |       |       |       |       |
| 146                                   |       | 7,000 |       |       |       |       |
| 147                                   |       | 7,000 |       |       |       |       |
| 148                                   |       | 7,000 |       |       |       |       |
| 149                                   |       | 7,100 |       |       |       |       |
| 定年<br>前再<br>任用<br>短時<br>間勤<br>務職<br>員 |       | 3,200 | 3,800 | 4,500 | 5,100 | 6,400 |

**別表第2**（第3条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

| 職員の区分             | 職務の級<br>号給 | 1級    | 2級    | 特2級   | 3級    | 4級    |
|-------------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                   |            | 円     | 円     | 円     | 円     | 円     |
| 定年前任用短時間勤務職員以外の職員 | 1          | 2,000 | 2,500 | 4,000 | 5,700 | 7,400 |
|                   | 2          | 2,000 | 2,500 | 4,000 | 5,700 | 7,400 |
|                   | 3          | 2,000 | 2,500 | 4,000 | 5,700 | 7,400 |
|                   | 4          | 2,000 | 2,500 | 4,000 | 5,700 | 7,400 |
|                   | 5          | 2,000 | 2,600 | 4,300 | 5,900 | 7,500 |
|                   | 6          | 2,000 | 2,600 | 4,300 | 5,900 | 7,500 |
|                   | 7          | 2,000 | 2,600 | 4,300 | 5,900 | 7,500 |
|                   | 8          | 2,000 | 2,600 | 4,300 | 5,900 | 7,500 |
|                   | 9          | 2,100 | 2,800 | 4,500 | 6,000 | 7,600 |
|                   | 10         | 2,100 | 2,800 | 4,500 | 6,000 | 7,600 |
|                   | 11         | 2,100 | 2,800 | 4,500 | 6,000 | 7,600 |
|                   | 12         | 2,100 | 2,800 | 4,500 | 6,000 | 7,600 |
|                   | 13         | 2,200 | 2,900 | 4,700 | 6,100 | 7,700 |
|                   | 14         | 2,200 | 2,900 | 4,700 | 6,100 | 7,700 |
|                   | 15         | 2,200 | 2,900 | 4,700 | 6,100 | 7,700 |
|                   | 16         | 2,200 | 2,900 | 4,700 | 6,100 | 7,700 |
|                   | 17         | 2,300 | 3,000 | 4,900 | 6,300 | 7,900 |
|                   | 18         | 2,300 | 3,000 | 4,900 | 6,300 | 7,900 |
|                   | 19         | 2,300 | 3,000 | 4,900 | 6,300 | 7,900 |
|                   | 20         | 2,300 | 3,000 | 4,900 | 6,300 | 7,900 |
|                   | 21         | 2,400 | 3,200 | 5,100 | 6,400 | 8,000 |
|                   | 22         | 2,400 | 3,200 | 5,100 | 6,400 |       |
|                   | 23         | 2,400 | 3,200 | 5,100 | 6,400 |       |
|                   | 24         | 2,400 | 3,200 | 5,100 | 6,400 |       |
|                   | 25         | 2,600 | 3,300 | 5,300 | 6,600 |       |
|                   | 26         | 2,600 | 3,300 | 5,300 | 6,600 |       |
|                   | 27         | 2,600 | 3,300 | 5,300 | 6,600 |       |
|                   | 28         | 2,600 | 3,300 | 5,300 | 6,600 |       |
|                   | 29         | 2,700 | 3,500 | 5,400 | 6,800 |       |
|                   | 30         | 2,700 | 3,500 | 5,400 | 6,800 |       |
|                   | 31         | 2,700 | 3,500 | 5,400 | 6,800 |       |
|                   | 32         | 2,700 | 3,500 | 5,400 | 6,800 |       |
|                   | 33         | 2,800 | 3,700 | 5,600 | 6,900 |       |
|                   | 34         | 2,800 | 3,700 | 5,600 | 6,900 |       |
|                   | 35         | 2,800 | 3,700 | 5,600 | 6,900 |       |
|                   | 36         | 2,800 | 3,700 | 5,600 | 6,900 |       |

|    |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 37 | 2,900 | 3,800 | 5,700 | 7,000 |
| 38 | 2,900 | 3,800 | 5,700 | 7,000 |
| 39 | 2,900 | 3,800 | 5,700 | 7,000 |
| 40 | 2,900 | 3,800 | 5,700 | 7,000 |
| 41 | 3,100 | 4,100 | 5,800 | 7,100 |
| 42 | 3,100 | 4,100 | 5,800 | 7,100 |
| 43 | 3,100 | 4,100 | 5,800 | 7,100 |
| 44 | 3,100 | 4,100 | 5,800 | 7,100 |
| 45 | 3,200 | 4,300 | 6,000 | 7,200 |
| 46 | 3,200 | 4,300 | 6,000 | 7,200 |
| 47 | 3,200 | 4,300 | 6,000 | 7,200 |
| 48 | 3,200 | 4,300 | 6,000 | 7,200 |
| 49 | 3,300 | 4,500 | 6,100 | 7,300 |
| 50 | 3,300 | 4,500 | 6,100 | 7,300 |
| 51 | 3,300 | 4,500 | 6,100 | 7,300 |
| 52 | 3,300 | 4,500 | 6,100 | 7,300 |
| 53 | 3,400 | 4,800 | 6,300 | 7,400 |
| 54 | 3,400 | 4,800 | 6,300 | 7,400 |
| 55 | 3,400 | 4,800 | 6,300 | 7,400 |
| 56 | 3,400 | 4,800 | 6,300 | 7,400 |
| 57 | 3,500 | 4,900 | 6,400 | 7,500 |
| 58 | 3,500 | 4,900 | 6,400 | 7,500 |
| 59 | 3,500 | 4,900 | 6,400 | 7,500 |
| 60 | 3,500 | 4,900 | 6,400 | 7,500 |
| 61 | 3,600 | 5,100 | 6,500 | 7,500 |
| 62 | 3,600 | 5,100 | 6,500 |       |
| 63 | 3,600 | 5,100 | 6,500 |       |
| 64 | 3,600 | 5,100 | 6,500 |       |
| 65 | 3,700 | 5,300 | 6,700 |       |
| 66 | 3,700 | 5,300 | 6,700 |       |
| 67 | 3,700 | 5,300 | 6,700 |       |
| 68 | 3,700 | 5,300 | 6,700 |       |
| 69 | 3,800 | 5,400 | 6,800 |       |
| 70 | 3,800 | 5,400 | 6,800 |       |
| 71 | 3,800 | 5,400 | 6,800 |       |
| 72 | 3,800 | 5,400 | 6,800 |       |
| 73 | 3,900 | 5,500 | 6,900 |       |
| 74 | 3,900 | 5,500 | 6,900 |       |
| 75 | 3,900 | 5,500 | 6,900 |       |
| 76 | 3,900 | 5,500 | 6,900 |       |
| 77 | 4,000 | 5,600 | 6,900 |       |
| 78 | 4,000 | 5,600 | 6,900 |       |

|     |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|
| 79  | 4,000 | 5,600 | 6,900 |
| 80  | 4,000 | 5,600 | 6,900 |
| 81  | 4,100 | 5,800 | 7,000 |
| 82  | 4,100 | 5,800 | 7,000 |
| 83  | 4,100 | 5,800 | 7,000 |
| 84  | 4,100 | 5,800 | 7,000 |
| 85  | 4,100 | 5,900 | 7,200 |
| 86  | 4,100 | 5,900 | 7,200 |
| 87  | 4,100 | 5,900 | 7,200 |
| 88  | 4,100 | 5,900 | 7,200 |
| 89  | 4,200 | 6,100 | 7,200 |
| 90  | 4,200 | 6,100 | 7,200 |
| 91  | 4,200 | 6,100 | 7,200 |
| 92  | 4,200 | 6,100 | 7,200 |
| 93  | 4,300 | 6,200 | 7,200 |
| 94  | 4,300 | 6,200 | 7,200 |
| 95  | 4,300 | 6,200 | 7,200 |
| 96  | 4,300 | 6,200 | 7,200 |
| 97  | 4,400 | 6,300 | 7,300 |
| 98  | 4,400 | 6,300 |       |
| 99  | 4,400 | 6,300 |       |
| 100 | 4,400 | 6,300 |       |
| 101 | 4,400 | 6,400 |       |
| 102 | 4,400 | 6,400 |       |
| 103 | 4,400 | 6,400 |       |
| 104 | 4,400 | 6,400 |       |
| 105 | 4,500 | 6,500 |       |
| 106 | 4,500 | 6,500 |       |
| 107 | 4,500 | 6,500 |       |
| 108 | 4,500 | 6,500 |       |
| 109 | 4,500 | 6,600 |       |
| 110 | 4,500 | 6,600 |       |
| 111 | 4,500 | 6,600 |       |
| 112 | 4,500 | 6,600 |       |
| 113 | 4,600 | 6,700 |       |
| 114 | 4,600 | 6,700 |       |
| 115 | 4,600 | 6,700 |       |
| 116 | 4,600 | 6,700 |       |
| 117 | 4,700 | 6,800 |       |
| 118 | 4,700 | 6,800 |       |
| 119 | 4,700 | 6,800 |       |
| 120 | 4,700 | 6,800 |       |

|                                       |       |       |       |       |       |       |
|---------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 121                                   | 4,700 | 6,900 |       |       |       |       |
| 122                                   | 4,700 | 6,900 |       |       |       |       |
| 123                                   | 4,700 | 6,900 |       |       |       |       |
| 124                                   | 4,700 | 6,900 |       |       |       |       |
| 125                                   | 4,800 | 6,900 |       |       |       |       |
| 126                                   | 4,800 | 6,900 |       |       |       |       |
| 127                                   | 4,800 | 6,900 |       |       |       |       |
| 128                                   | 4,800 | 6,900 |       |       |       |       |
| 129                                   | 4,900 | 6,900 |       |       |       |       |
| 130                                   | 4,900 | 6,900 |       |       |       |       |
| 131                                   | 4,900 | 6,900 |       |       |       |       |
| 132                                   | 4,900 | 6,900 |       |       |       |       |
| 133                                   | 4,900 | 7,000 |       |       |       |       |
| 134                                   | 4,900 | 7,000 |       |       |       |       |
| 135                                   | 4,900 | 7,000 |       |       |       |       |
| 136                                   | 4,900 | 7,000 |       |       |       |       |
| 137                                   | 4,900 | 7,100 |       |       |       |       |
| 138                                   | 4,900 |       |       |       |       |       |
| 139                                   | 4,900 |       |       |       |       |       |
| 140                                   | 4,900 |       |       |       |       |       |
| 141                                   | 5,000 |       |       |       |       |       |
| 142                                   | 5,000 |       |       |       |       |       |
| 143                                   | 5,000 |       |       |       |       |       |
| 144                                   | 5,000 |       |       |       |       |       |
| 145                                   | 5,100 |       |       |       |       |       |
| 146                                   | 5,100 |       |       |       |       |       |
| 147                                   | 5,100 |       |       |       |       |       |
| 148                                   | 5,100 |       |       |       |       |       |
| 149                                   | 5,100 |       |       |       |       |       |
| 150                                   | 5,100 |       |       |       |       |       |
| 151                                   | 5,100 |       |       |       |       |       |
| 152                                   | 5,100 |       |       |       |       |       |
| 153                                   | 5,100 |       |       |       |       |       |
| 定年<br>前再<br>任用<br>短時<br>間勤<br>務職<br>員 |       | 3,200 | 3,800 | 4,500 | 5,100 | 6,400 |

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第14号****外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則**

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年高知県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び管理職員特別勤務手当」を「、管理職員特別勤務手当及び在宅勤務等手当」に改め、「（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下この項において「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この条において「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員にあっては、配偶者に係る分を除く。）」を削り、「所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法」を「派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。第4項において「外務公務員給与法」という。）」に改め、同条第3項中「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第1号ウ」に改める。

第4条を次のように改める。

**第4条 削除****附 則**

（施行期日）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 令和8年3月31日までの間において、この規則による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第3条第1項に規定する一般の派遣職員が、同項に規定する派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員であるとした場合に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員に係る扶養手当（同項

の規定により扶養手当の年額の算定の基礎とされるものをいう。）については、配偶者に係る分を除くものとする。

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第15号****単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則**

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

**第1条** 単身赴任手当に関する規則（平成2年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「単身赴任手当の条項第1項及び第3項」を「単身赴任手当の条項第1項」に改め、同条第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第5条第1項中「任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者」を「人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第2項第1号中アを削り、イをアとし、ウを削り、エをイとし、同項第7号中「国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「に伴い」と、」を「に伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」と、」に改める。

第7条第1項中「その委任を受けた者を含む」を「職員の給与に関する条例第4条の2の知事その他任命権者、教育委員会若しくは警察本部長又はそれらの委任を受けた者をいう」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が別に定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合も、同様とする。

第9条第1項中「欠くに至った日」を「欠くに至った日（人事委員会が別に定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以後の日で人事委員会が別に定める日）」に改める。

別記第1号様式（1号紙）裏面中「国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「、定年前再任用をされた者、暫定再任用をされた者」、「、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による採用をされた者」、「、定年前再任用」、「暫定再任用」及び「、採用」を削る。

（単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改

正）

**第2条** 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年高知県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 第1条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第16号****管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年高知県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「職員の条例」という。」を削り、「。以下「公立学校職員の条例」という。）第20条の2、」を「）第20条の2及び」に、「。以下「警察職員の条例」という。）第19条の2」を「）第19条の2（以下「管理職員特別勤務手当の条項」という。）」に改める。

第2条第1項中「職員の条例第19条の2第1項、公立学校職員の条例第20条の2第1項及び警察職員の条例第19条の2第1項（これらの規定）を「管理職員特別勤務手当の条項第1項（同項）に改め、同項第2号中「採用された職員」を「採用された職員（次条第2項第3号において「特定任期付職員」という。）」に改め、同項第3号中「採用された職員」を「採用された職員（次条第2項第4号において「第1号任期付研究員」という。）」に改め、同条第2項中「職員の条例第19条の2第2項、公立学校職員の条例第20条の2第2項又は警察職員の条例第19条の2第2項」を「管理職員特別勤務手当の条項第2項」に改める。

第3条第2項を削り、同条第1項中「職員の条例第19条の2第3項第1号、公立学校職員の条例第20条の2第3項第1号及び警察職員の条例第19条の2第3項第1号」を「管理職員特別勤務手当の条項第3項第1号」に改め、同項第3号中「前条第1項第2号に掲げる職員」を「特定任期付職員」に改め、同項第4号中

「前条第1項第3号に掲げる職員」を「第1号任期付研究員」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理職員特別勤務手当の条項第3項の人事委員会規則で定める勤務は、管理職員特別勤務手当の条項第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第3条第3項中「職員の条例第19条の2第3項第2号、公立学校職員の条例第20条の2第3項第2号及び警察職員の条例第19条の2第3項第2号」を「管理職員特別勤務手当の条項第3項第2号」に改める。

第3条第4項を次のように改める。

4 次に掲げる場合には、管理職員特別勤務手当の条項第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした管理職員特別勤務手当の条項第2項の勤務は、管理職員特別勤務手当の条項第1項の勤務とみなす。

(1) 管理職員特別勤務手当の条項第1項の勤務をした後、引き続き管理職員特別勤務手当の条項第2項の勤務をした場合

(2) 管理職員特別勤務手当の条項第2項の勤務をした後、引き続き管理職員特別勤務手当の条項第1項の勤務をした場合

第4条第1項中「その委任を受けた者を含む」を「職員の給与に関する条例第4条の2の知事その他任命権者、公立学校職員の給与に関する条例第5条の2の教育委員会若しくは警察職員の給与に関する条例第4条第6項の警察本部長又はその委任を受けた者をいう」に改める。

附則第2項中「第3条第1項及び第3項」を「第3条第2項及び第3項」に、「同条第1項第1号及び第3項第1号」を「同条第2項第1号及び第3項第1号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第17号

##### 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項及び第4項並びに」を「第4条第2項及び」に改め、同条ただし書中「第8条」を「第6条」に改める。

第3条中「特定任期付職員（条例第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」を「条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」に改める。

第4条の前の見出し並びに同条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。

第7条中「さかのぼった」を「遡った」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「第7条」と、「」を「第5条」と、「」に、「第7条」として」を「第5条」と読み替えて」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改め、同条を第7条とする。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

職員の定年の引上げに伴う給料の特例措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

#### 高知県人事委員会規則第18号

##### 職員の定年の引上げに伴う給料の特例措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年の引上げに伴う給料の特例措置に関する規則（令和5年高知県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「をいう。）」を「という。）」に改める。

第4条第1項中「以下この条において」を「以下」に改める。

第5条第1項中「。以下この項において」を「。以下」に改める。

第6条から第9条までの規定中「以下この条において」を「以下」に改める。

第10条第1項中「。以下この条において」を「。以下」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（号給の切替えに伴う一般職員給与条例附則第21項等の規定による給料の特例措置）

2 令和7年4月1日以後に新たに一般職員給与条例附則第21項、第23項若しくは第24項、学校職員給与条例附則第26項、第28項若しくは第29項又は警察職員給与条例附則第21項若しくは第23項から第25項までの規定による給料を受けることとなる職員のうち、当該給料を算出する場合におけるこれらの規定の適用がないものとしたときの基礎給料月額等（一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第26項及び警察職員給与条

例附則第21項に規定する基礎給料月額、第4条基礎給料月額、第5条基礎給料月額、第6条基礎給料月額、第7条基礎給料月額、第8条基礎給料月額、第9条基礎給料月額並びに第10条基礎給料月額をいう。以下この項において同じ。）の基礎となる給料月額が職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（令和6年高知県条例第62号。以下この項において「令和6年改正条例」という。）第2条の規定による改正前の一般職員給与条例別表第1行政職給料表の給料月額欄、別表第3研究職給料表の給料月額欄若しくは別表第4の2医療職給料表(2)の給料月額欄若しくは同表の3医療職給料表(3)の給料月額欄、令和6年改正条例第11条の規定による改正前の学校職員給与条例別表第1小学校・中学校等教育職給料表の給料月額欄若しくは別表第2高等学校等教育職給料表の給料月額欄又は令和6年改正条例第13条の規定による改正前の警察職員給与条例別表第1警察官給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（第1号において「令和7年3月31日給料月額」という。）となる職員の基礎給料月額等について、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とするときは、あらかじめ人事委員会の承認があったものとして取り扱うことができる。

(1) 基礎給料月額等の基礎となる給料月額が令和7年3月31日給料月額となる職員（次号に掲げる職員を除く。）令和7年3月31日に基礎給料月額等の基礎となる給料月額に対応するその者の号給等を受けていたものとして、同年4月1日に令和6年改正条例附則第6項及び第7項の規定を適用した場合に同日に受けることとなるその者の号給等に対応する特定日（第5条又は第6条の規定の適用を受ける職員にあっては異動日、第8条の規定の適用を受ける職員にあっては降任相当転任日、第9条の規定の適用を受ける職員にあっては特例任用期間降格等職員となった日。次号において「特定日等」という。）の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を基礎として算出した基礎給料月額等

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 令和7年3月31日に基礎給料月額等の基礎となる給料月額に対応するその者の号給等を受けていたものとして、同年4月1日に令和6年改正条例附則第6項の規定を適用した場合に同日に受けることとなるその者の号給等に対応する特定日等の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を基礎として算出した基礎給料月額等

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。